

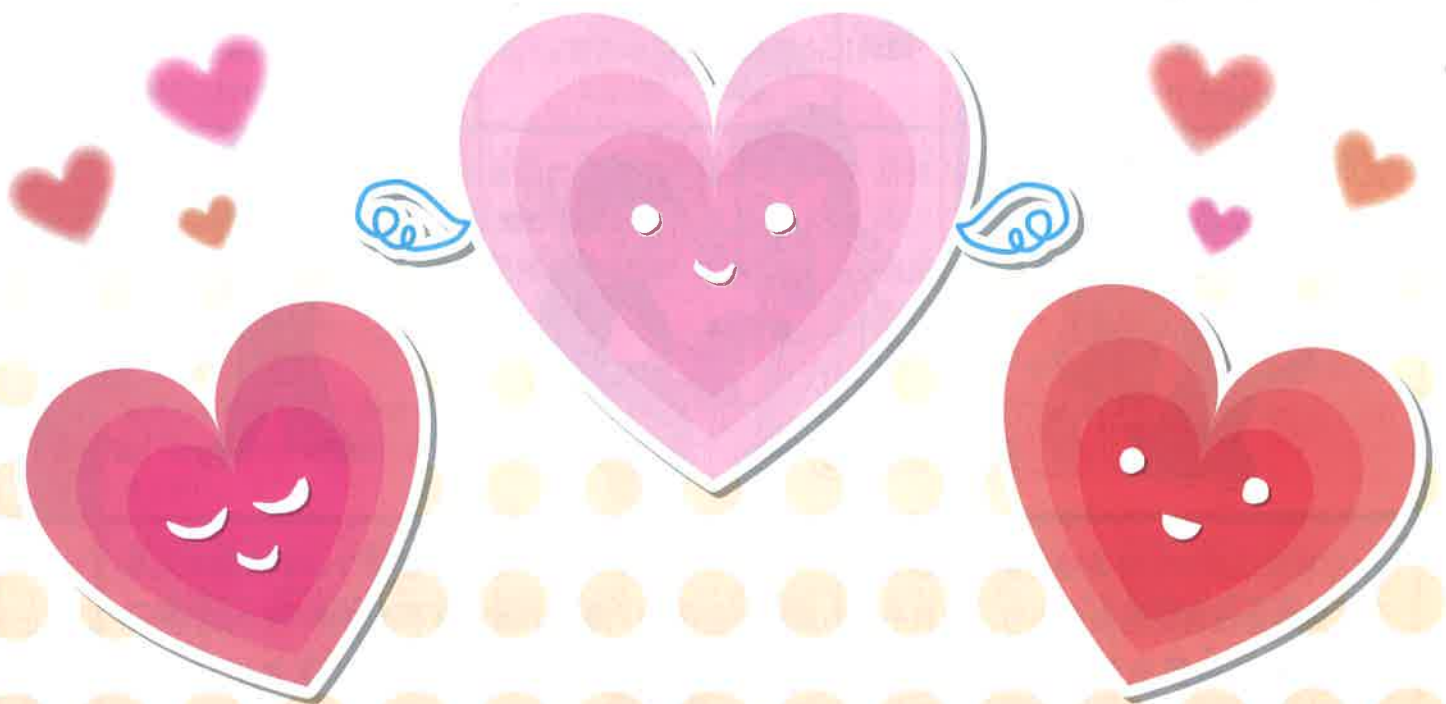
しょう しゃ ぎゃく たい 障がい者虐待を ふせ 防ぎましょう

「障がい者への虐待」は、絶対^{ぜったい}にあってはならないことです。

しかし、虐待^{ぎゃくたい}をしている人も、受^うけている人も、気^きづかないまま、日常生活^{にちじょうせいかつ}で虐待^{ぎゃくたい}が行^{おこ}われている場合^{ばあい}もあります。


平成^{へいせい}24年^{ねん}10月^{がつ}1日^{にち}に施行^{しこう}された「障害者虐待防止法^{しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう}」では、障がい者^{しょうがいしゃ}に対する虐待^{ぎゃくたい}を禁止^{きんし}するとともに、虐待^{ぎゃくたい}を受けている人^{ひと}はもちろん、虐待^{ぎゃくたい}に気づいた人^{ひと}はだれでも、身近な自治体^{みぢか}に届出^{とどけ}や通報^{つうほう}をするよう定め^{さだ}られています。

虐待^{ぎゃくたい}のない社会^{しゃかい}をつくるため、みなさんが障がい者虐待^{しょうがいしゃぎゃくたい}を身近な問題^{みぢか もんだい}として捉え^{とら}、地域全体^{ちいきぜんたい}で障がい者^{しょうがいしゃ}とその家族^{かぞく}を支援^{しえん}していくことが大切^{たいせつ}です。



 とく しま けん
徳 島 県



 ※リーフレット下端のマークは、『音声コード』です。活字文書読み上げ装置に挿入すると、印刷情報を音声で聞くことができます。

障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法とは、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。障がい者の尊厳を守り、障がい者の自立及び社会参加を促進するためには、障がい者への虐待の防止が極めて重要です。

この法律では、障がい者への虐待の禁止、その予防及び早期発見などに対する国、地方公共団体の責務、虐待を受けた障がい者への保護や自立のための支援の措置、養護者に対する支援が定められています。

また、障がい者への虐待を発見した人は、市町村や県への通報が義務づけられています。

対象となる障がい者とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）のある人や、その他の心身の機能に障がいがある人で、障がいや社会的な障壁により、日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人が対象となります。

※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

虐待の起こりえる場面とは

障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。

養護者による虐待

障がい者の身の回りの世話や身体介助、金銭の管理などをおこなっている家族、親族、同居人等からの虐待です。



障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業所等で働く職員による虐待のことで。



使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主等による虐待のことで。



※ 学校、保育所、医療機関について

障害者虐待防止法により、それぞれの施設において、障がい者に対する虐待への対応や、その防止のための措置を講じることが、学校の長、保育所の長、医療機関の管理者に義務づけられています。

※ 養護者の支援も大切です

養護者に対して、適切な支援を行うことで、障がい者虐待の防止に繋がる場合も少なくありません。障害者虐待防止法では、養護者に対して、支援措置を講じることでも定められています。



ぎゃくたい おも く たい れい
虐待の主な具体例

区分	虐待の内容と具体例	虐待のサイン
<p>身体的虐待</p>	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p><具体例> 殴る、蹴る、やけどさせる、縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷、あざ、火傷が頻繁にみられる。 ・急におびえたり、こわがったりする。 ・「こわい」「嫌だ」と施設や職場に行きたがらない。 ・自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある。
<p>性的虐待</p>	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか見極める必要がある）。</p> <p><具体例> 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、わいせつな言葉を発する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・不自然な歩き方をする。座位を保つことが困難になる。 ・肛門や性器からの出血、傷が見られる。 ・周囲の人の体をさわようになる。 ・卑猥な言葉を発するようになる。 ・ひと目を避ける。一人で部屋にいたがる。
<p>心理的虐待</p>	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的に苦痛を与える。</p> <p><具体例> 「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱にする</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。 ・おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。 ・食欲の変化が激しい（過食、拒食）。 ・自傷行為がみられる。
<p>放置・放任（ネグレクト）</p>	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる。</p> <p><具体例> 食事水分を与えない、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、ずっと同じ服を着ている。 ・過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる。 ・病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない。 ・学校や職場に出てこない。
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由無く制限する。</p> <p><具体例> 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・お金を使っている様子が見られない。 ・年金や賃金がどう管理されているか本人が知らない。 ・サービスの利用料や生活費の支払いができない。 ・親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように見える。 

障がい者への虐待について、相談などがありましたら、
 どなたでもお近くの市町村にある「市町村障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。

令和2年4月1日現在

市町村名等	名称 (※1)	受付時間	電話	ファクシミリ
徳島市	徳島市障害者虐待防止センター	24時間	088-623-3011	088-621-5300
鳴門市	鳴門市障がい者虐待防止センター	24時間	088-684-1725	088-684-1337
小松島市	小松島市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0885-32-2279	0885-35-0272
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	080-2980-1757 (福) 悠林舎シーズ	0884-23-0263
阿南市	阿南市障がい者虐待防止センター (社会福祉法人悠林舎シーズ 内)	24時間	080-2980-1757	0884-23-0263
吉野川市	吉野川市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-22-2263	0883-22-2260
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	0883-24-6168 障害者支援施設 野菊の里	0883-24-6144 障害者支援施設 野菊の里
阿波市	阿波市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-36-6812	0883-36-5158
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	080-2996-2218	
美馬市	美馬市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-52-5614	0883-52-1197
		土日祝日・年末年始 8:30~17:15	0883-52-1212	
		夜間 17:15~翌8:30	0883-52-1077	
三好市	三好市障害者虐待防止センター	24時間	0883-72-2251 障がい者生活支援センターはくあい	0883-72-2477
			0883-79-3928 ワークサポートやまなみ	0883-79-3927
勝浦町	勝浦町障害者虐待防止センター	24時間	0884-42-0999 (福) 柏 涛 会	0884-42-2839
上勝町	上勝町障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0885-46-0111	0885-46-0323
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	0884-42-0999 (福) 柏 涛 会	0884-42-2839
佐那河内村	佐那河内村障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	088-679-2971	088-679-2125
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	088-679-2111	
名西郡 (※2)	名西郡障がい者虐待防止センター (名西郡障がい者基幹相談支援センター内)	24時間	088-638-2770	088-615-8551
那賀町	那賀町障害者虐待防止センター	24時間	0884-62-1141	0884-62-1115
牟岐町	牟岐町障害者虐待防止センター	24時間	0884-72-3416	0884-72-2716
美波町	美波町障がい者虐待防止センター	24時間	0884-77-3614	0884-77-1666
海陽町	海陽町障がい者虐待防止センター	24時間	0884-73-4313	0884-73-3880
板野郡 (※3)	障がい者虐待防止センター凌雲 (障がい者生活支援センター凌雲 内)	24時間	088-693-1140	088-692-6776
つるぎ町	つるぎ町障がい者虐待防止センター	24時間	0883-62-3111	0883-62-4944
東みよし町	東みよし町障がい者虐待防止センター	24時間	0883-79-3937 ワークサポートやまなみ	0883-79-3927

(※1) 「名称」欄中、括弧書きのない市町村は、各市役所・町村役場内に設置されています。

(※2) 名西郡(石井町、神山町)は、共通の窓口です。

(※3) 板野郡(松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町)は共通の窓口です。



県窓口：徳島県障がい者権利擁護センター(徳島県障がい者相談支援センター内)
 電話・ファクシミリ兼用 088-631-1188

※通報者や届出者の情報が、外部に漏れることはありません。
 また、施設や職場の職員が通報者の場合、通報等を理由に解雇やその他不利益な取扱をすることは法律で禁じられています。